

**町営住宅駐車場における予約駐車場サービス事業
事業者募集要項**

令和8年7月24日

島本町 都市計画課

町営住宅駐車場の空き区画を活用し、予約駐車場サービス事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

公募に参加する事業者は、募集要項の内容や条件を確認の上、応募してください。

【スケジュール】

項 目			日 程
①	募集要項等の交付		令和 8 年 7 月 24 日（金曜日） 午前 9 時から 令和 8 年 8 月 3 日（月曜日） 午後 5 時まで
②	募集要項等に関する 質問	受 付	令和 8 年 8 月 3 日（月曜日） 午後 5 時まで
		回 答	令和 8 年 8 月 7 日（金曜日） 午前 9 時から 令和 8 年 8 月 18 日（火曜日） 午後 5 時まで
③	納付率提案書の提出		令和 8 年 8 月 19 日（水曜日） 午前 10 時 00 分から午前 10 時 30 分まで
④	事業者の決定		令和 8 年 8 月 19 日（水曜日） 午前 10 時 35 分から
⑤	使用許可申請書等の提出		令和 8 年 9 月 4 日（金曜日） 午後 5 時まで
⑥	使用開始日		令和 8 年 11 月 1 日（日曜日）

1 募集の概要及び公募物件

1-1 募集の概要

町営住宅駐車場の空き区画を活用して「予約駐車場サービス事業」を実施する事業者を募集します。

事業者は、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて「予約駐車場サービス事業」を実施するものとします。

予約駐車場サービス事業とは、駐車場を利用しようとする者がパソコンやスマートフォン等を用いてウェブサイトから予約可能な駐車場（以下「予約駐車場」という。）を検索・予約し、一時利用することができるサービスを運営する事業です。

1-2 公募の対象となる町営住宅駐車場

公募の対象は「町営緑地公園住宅駐車場」です。

駐車場の現地確認を行う場合は、町営住宅が入居者の生活の場であることに十分に留意し、迷惑とならないよう配慮するとともに、名札の着用等により身分を明らかにしてください。

2 公募の条件

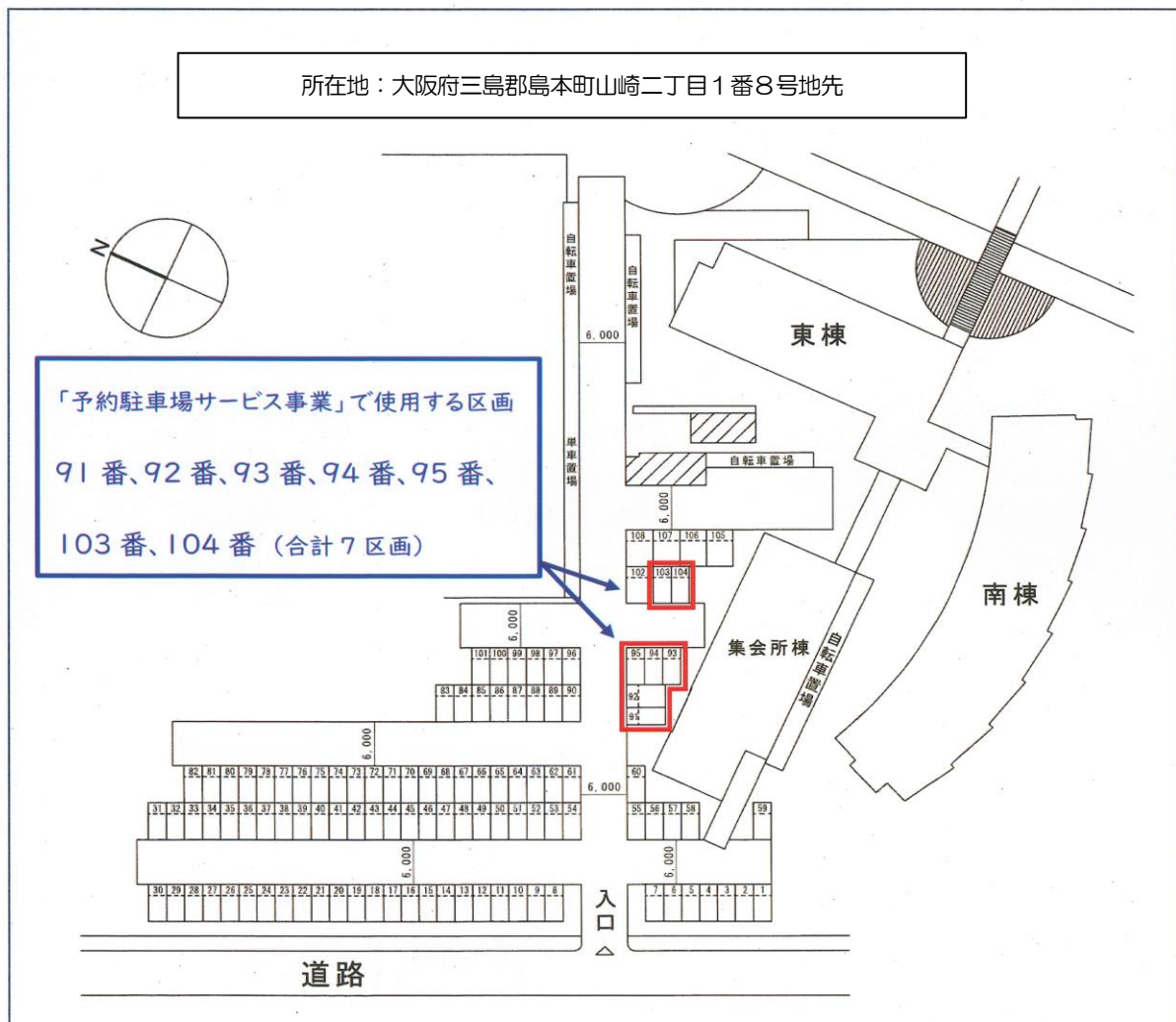
2-1 予約駐車場サービス事業の概要

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、使用許可を受け、以下に掲げる条件により実施するものとします。地方自治法に基づく行政処分であり契約書はありません。使用許可書を交付します。

2-1-1 使用する駐車区画

予約駐車場サービス事業で使用する区画の数及び位置は次のとおりとします。

町営緑地公園住宅駐車場 位置図



2-1-2 予約駐車場の登録

予約駐車場のウェブサイトへの登録、その登録の内容及び手法並びに登録状況の確認方法は、次の事項を満たしたものとしてください。

- 予約駐車場のウェブサイトへの登録は原則、町の申出に基づき、事業者が行ってください。
- 予約可能な期間及び利用可能な時間は町が任意に設定できるものとしてください。
- 予約駐車場として登録した区画の登録状況については、ウェブサイトにおいて、町が随時確認できるものとしてください。
- 予約駐車場の 1 区画は、幅 235 センチメートル、奥行き 500 センチメートルです。

2-1-3 予約駐車場の利用、利用状況の確認及び報告

予約駐車場を利用させる際には、次の事項を満たすものとしてください。

- 利用者の特定が可能なものにしてください。（町から利用者の照会を行う場合があります。）
- 利用者に対して車両番号の登録を求めるなど、駐車車両の特定が可能なものにしてください。
- 利用者より予約の申し込みがあった場合、利用日時、車両番号をウェブサイトにより、町が確認できるものにしてください。
- 町において、町営住宅駐車場における予約駐車場の利用状況（利用実績）をウェブサイトから随時閲覧等できるようにしてください。
- 町から求めがあれば利用実績を提出してください。

2-2 予約駐車場の駐車料金の設定、駐車料金の支払い方法

駐車料金、駐車時間などの取扱いについては、町と協議の上、決定します。

駐車料金の支払い方法は、クレジットカード決済及びその他のオンライン決済（PayPay 等）の支払いも可能としてください。

2-3 問い合わせ等への対応

- 予約駐車場サービス事業駐車場の利用に関して、24 時間 365 日対応可能な緊急問い合わせ窓口（コールセンター等）を設置してください。
- 予約駐車場サービス事業駐車場の区画周辺から視認できる場所にプレートや案内看板等を設置し、問い合わせ先を明示してください。
- 予約駐車場サービス事業駐車場利用に係るトラブル・苦情に対しては事業者が 24 時間体制で速やかに対応してください。
- 予約駐車場サービス事業駐車場に係る利用者等からの問い合わせや苦情等があった場合は、必要に応じて現地確認を行い、誠意をもって丁寧な対応に努めてください。

2-4 実施期間

使用許可の期間は、許可書で指定する日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

ただし、町と協議の上、年度毎に使用許可を更新し、予約駐車場サービス事業を継続することができ
ます。

また、事業者が更新を希望しない場合は、各年度の使用許可期間満了の原則 6 か月前までに、書面
にて意思表示をすることが必要です。

2-5 事業者が町に支払う使用料

事業者が町に支払う使用料は、次の額(100円未満切上げ)とします。使用料の支払い時期及び支
払い方法は「7 使用料の納付」を参照してください。

標準使用料

使用許可を受けた町営住宅駐車場で実施した予約駐車場サービス事業に対し利用者が支払った料
金総額(設備費や管理費等を控除しないもの。以下「売上額」という。)に、事業者が提案する町へ納付
する割合(以下「納付率」という。)を乗じた額とします。

$$\text{標準使用料} = \text{売上額} \times \text{納付率}$$

2-6 予約駐車場サービス事業の返還等

使用許可期間が満了(更新時は除く)する際には、許可期間満了までに原状回復をしてください。ま
た、使用許可が取消等となった場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要する費用は
全て事業者の負担とし、原状回復が遅れたことで町に損害が生じた場合は、事業者はこれを賠償しなけ
ればなりません。

また、返還及び一時中止に伴う事業者損失について、町はその責を負いません。

3 事業者の応募資格要件

次の要件を満たす者に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑥破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

①島本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②島本町が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が島本町と契約を締結すること又は島本町との契約者が契約を履行することを妨げた者

④地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により島本町が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて島本町との契約を履行しなかった者

⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

⑦民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

(3) 予約駐車場サービス事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、大阪府の区域内に事業所を有していること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例(平成26年条例第8号)第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(6) 国税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

4 事業者の決定方法

4-1 質問書の提出

募集要項等に関する質問がある場合は、質問書（様式1）を、次の提出方法で以下の受付期間内に提出してください。

○提出方法

電子メールの件名に「予約駐車場サービス事業 事業者募集要項等についての質問」と記載し、質問書（様式1）を添付の上、送付してください。

（電子メールアドレス：keikaku@town.shimamoto.lg.jp）

○受付期間

令和8年8月3日（月曜日）午後5時まで

受付期間を過ぎて提出された質問書には回答しません。なお、質問者が送信した日時ではなく、町が受信した日時で判断するので、余裕を持って提出してください。

4-2 質問書の回答

質問への回答については、次の回答日時に町のホームページに掲載するので、必ず確認してください。なお、回答の内容を確認しなかったことにより被った損失について、町は一切の責任を負いません。

○回答日時

令和8年8月 7日（金曜日）午前9時から

令和8年8月18日（火曜日）午後5時まで

○ホームページタイトル

町営住宅駐車場における予約駐車場サービス事業 事業者募集

4-3 応募方法（納付率の提案）

公募の対象となる町営緑地公園住宅駐車場で行う予約駐車場サービス事業の売上額に対する町へ納付する割合を提案していただきます。

納付率提案書（様式2）に必要事項を記入・押印の上、印鑑証明書（令和8年5月20日から令和8年8月19日までに発行されたもの（写し可））とともに、令和8年8月19日（水曜日）に次の提出場所まで持参してください。

なお、納付率提案書は記載事項が見えないよう必ず封筒に入れ封緘して提出してください。

○提出書類

- ・納付率提案書（様式2）
- ・印鑑証明書（令和8年5月20日から令和8年8月19日までに発行されたもの（写し可））

○提出方法

- ・納付率提案書は、長3封筒（長形3号（12cm×23.5 cm））に入れて密封し、次の提出場所へ持参して提出してください。
- ・長3封筒の表面には、公募名称及び提案者名を、裏面には、提案者名、担当者氏名、電子メールアドレス、電話番号を必ず記入してください。
（記入にあたっては、次ページの「封筒の記入例」を参照してください。）

○提出日時

令和8年8月19日（水曜日） 午前10時00分～午前10時30分

○提出場所

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場 1階 第1多目的室

○その他注意事項

- ・提出された納付率提案書のうち、提出日時外に提出されたもの、指定様式以外で作成されたもの、提案者の押印がないもの、納付率又は提案者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの、訂正印のない訂正、削除、挿入等があったものは無効とします。また、一つの公募に対し、同じ提案者から複数の納付率提案書の提出があった場合は、該当する公募のすべての納付率提案書を無効とします。

封筒の記入例

長3封筒
(表面)

納付率提案書在中

町営住宅駐車場における予約駐車場サービス事業
株式会社 ○○○○○○○○

注:公募名称及び提案者名を必ず記入してください。

12cm

23.5cm

(裏面)

株式会社 ○○○○○○○○
担当 ○○ ○○
メール aa00@000.00.co.jp
電話 00-0000-0000

注:提案者名、担当者氏名、電子メールアドレス、電話番号を
必ず記入してください

4-4 事業者の決定

次のとおり納付率提案書の開封を行い、最も高い納付率を提案した提案者を事業者として決定します。また、複数の提案者から同一の納付率の提案があった場合、くじによる抽選を行い決定します。

なお、納付率提案書の開封時に出席がない場合は抽選を辞退したものとみなします。

○納付率提案書の開封日時

令和8年8月19日(水曜日) 午前10時35分から

○開封場所

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場 1階 第1多目的室
(提案書を提出した提案者は、開封時の立会いをお願いします。

※各者につき、最大2名まで)

4-5 使用許可申請書等の提出

事業者を決定後、下記の書類を提出期限までに持参し提出してください。

○提出書類

- ア 行政財産使用許可申請書(様式3)
- イ 誓約書(様式4)
- ウ 履歴事項全部証明書
(令和8年6月5日から令和8年9月4日までに発行されたものに限る)
- エ 役員名簿(氏名、読み仮名、性別、生年月日が分かるもの)
(様式指定はありません。また、監査役は役員とします。)
- オ 納付率提案書の提出日(令和8年8月19日)において、管理・運営する駐車場で予約駐車場サービスの運営をしている者であることを証する資料
- カ 国税の「未納の税額がないことの証明」…納税証明書(その3)
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

○提出期限

令和8年9月4日(金曜日) 午後5時まで

提出期限までに書類の提出がない場合、事業者の資格を取り消します。
事業者の資格を取り消した場合、「4-4 事業者の決定」において、次順位の者を事業者とし、別途提出期限を設けて、上記の審査を行います。

○提出場所

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 島本町役場 3階 ③都市計画課

5 使用許可の手続き

5-1 使用許可の取得

予約駐車場サービス事業開始に伴う予約駐車場サービス駐車場のサービスの運営に必要な手続きに着手する前に、町が発行する「行政財産使用許可書」を取得してください。

5-2 予約駐車場サービス事業の開始等

区画や区画周辺への予約駐車場サービス事業の案内看板等の設置を行う場合は、町と設置位置や作業スケジュールについて協議・調整を行ってください。

6 使用許可の変更等

6-1 使用許可の中止匿名

6-1-1 事業者からの使用中止の申出

事業者が使用許可期間の途中で使用を中止する場合は、原則、中止日の6か月前までに「変更申請書」により、使用許可期間の変更申請を行ってください。

使用中止の申出があった場合、町へ支払う使用料は、使用許可期間変更後の末日までを算定対象とします。

6-1-2 町の事業等による中止

町営住宅の建替事業や入居者の駐車場が不足した場合等により、予約駐車場サービス事業に使用している区画が必要となった場合は、使用許可の期間の途中であっても使用を中止することがあります。

この場合、原則、町は事業者へ中止日の1か月前までに通知することとし、使用許可の中止の時期、他の区画への移動等について協議を行うものとします。

なお、使用許可の中止に伴う事業者の損失について、町はその責任を負いません。

6-2 使用許可の取り消し

事業者が使用許可を受けた後、募集要項の規定又は使用許可の内容に違反、若しくは、不正の手段により応募したことが判明した場合は、その使用許可を取り消します。また、事業者としての資格も取り消します。

なお、使用許可を受けたにも関わらず正当な理由なく予約駐車場サービス事業を開始しない場合、使用許可を取り消すことがあります。

6-3 使用許可条件の遵守

町営住宅駐車場の使用にあたっては、使用許可書、本募集要項に記載されている内容を遵守してください。

6-4 返還等

使用許可期間が満了（更新時は除く）、又は使用許可が取り消しとなった場合は、速やかに使用した区画の原状回復を行ってください。なお、原状回復に要する費用については、全て事業者自身の負担とし、原状回復が遅れたことで町に損害が生じた場合には、事業者はこれを賠償する責任を負います。

ただし、使用許可の期間満了までに現事業者と後継事業者との間で直接調整を行い、現在の設備機器等を引き続き使用することに事業者同士が合意し、これを町が認めた場合には、改めて原状回復を行

う必要はありません。

なお、明け渡しに係るスケジュール策定や撤去工事につきましては、後継事業者と直接調整し、必ず町の承認を得た上で進めてください。

また、現事業者は、後継事業者が予約駐車場サービス事業を円滑に運営できるよう、事業継続に必要な事柄を適切に引き継いでいただくとともに、町営住宅の入居者や集会所利用者などからの問い合わせがあれば、現地で協議も含め、誠実かつ丁寧に対応してください。

7 使用料の納付

運営状況報告書について、町が審査の上、発行する納入書により、使用料を納付してください。

使用料は、使用期間及び売上額をもとに「2 公募の条件 2-5 事業者が町に支払う使用料」に則り算出した額とします。

納付期限は、上期が11月上旬頃、下期が翌年5月上旬頃の納入通知書に指定された日となります。

■事務局（お問い合わせ先）

○部 署：島本町 都市創造部 都市計画課

○所在地：〒618-8570

大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 3階 ③都市計画課

○電話番号：075-962-0360

○FAX 番号：075-961-6298

○電子メールアドレス：keikaku@shimamotocho.jp